

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票

輸出先（最終利用）国・地域の原子力安全に関する体制整備

1. 原子力安全の確保

①輸出先国・地域は原子力安全条約に加盟し、必要な規制・体制を整備しているか。

(Y/N)

フィンランドは、1994年9月に原子力安全条約に調印、1996年1月に批准している。また、以下(a)～(c)の点について、2002年4月、同条約に基づく第2回検討会合において同国の国別報告書(National Report)の内容等について他の締結国によるピア・レビューを受けている。

(a) 原子力安全条約第8条の義務の遵守（規制機関の設立、任務遂行のための権限等の付与、原子力の利用・推進機関との効果的な分離等）

放射線・原子力安全局（STUK）は、1958年に医療用放射線装置の検査を行うために設置された組織が、1984年、法（Act）1069 /1983に基づき発足したものである。同局は、社会健康省のもとに放射線管理と原子力安全を規制する政府機関として機能している。

STUKの責任と権限は原子力エネルギー法等において規定されている。なお、原子力施設の建設や運転に関するライセンス発行は国家評議会が行うものの、STUKによる当該施設についての安全規制遵守についての確認(statement)がない限り、許可されないことになっている。

また、上記条約が求める規制機関と原子力の利用・促進を行う機関との効果的な分離が確保されている。

(b) 同第7条の義務の遵守（原子力施設の安全規制のための法令上の枠組みの規定・維持等）

①原子力エネルギー法（Nuclear Energy Act）において、STUKの権限と責任、施行体系及び原子力発電所の建設、運転、停止、変更等についての基本的な要求事項が規定され、また、詳細な安全基準は指針YVLに規定されている。

(c)同第17条(原子力施設の立地)、18条(設計及び建設)、19条(運転)の義務の遵守

上述のとおり、原子力発電施設の立地、設計及び建設、運転に係わる安全規則については原子力エネルギー法及び条例において、また、具体的な安全基準は、STUKにより策定される指針により規定されている。

②原子力施設が新設される場合、規制当局から当該資機材を使用する原子炉の設置又は建設に関する許可がおりているか。また、原子力施設が既設の場合は、規制当局による定期検査等の監督が行われているか。 Y / N

現在の状況：今回輸出先となる [REDACTED] については、同社から国家評議会に対し建設許可の申請が行われ、並行してSTUKによる安全解析、試運転計画等の予備安全審査を行っている段階である。 ([REDACTED] に終了する予定の様様)

2. 放射性廃棄物の処理

①輸出先国・地域は「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」を締結しているか、または、実質的に使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する規定を履行しているか。

Y / N

フィンランドは、本条約に加盟宣言を行い、2001年6月本条約に加盟済みである。2003年11月、本条約に基づく第1回検討会合において同国の国別報告書(National Report)の内容について、他の締約国によるピア・レビューを受けている。

[REDACTED]

②輸出先国・地域は「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」を締結しているか、または、実質的に放射性廃棄物その他の放射性物質の海洋投棄の禁止に関する規定を履行しているか。 Y / N

フィンランドは、1972年本条約に加入済みである。

3. 事故時対策

輸出先国・地域は、原子力事故早期通報条約及び原子力事故緊急事態援助条約を締結しているか。

原子力事故早期通報条約

フィンランドは、1987年1月に本条約に加入済みである。

(Y) / N)

原子力事故緊急事態援助条約

フィンランドは、1990年12月に本条約に加入済みである。

(Y) / N)

参考 フィンランドの原子力安全規制の概要

1. 原子力安全規制機関

(1) 放射線・原子力安全局 (STUK) の概要

STUKは、1958年に医療用放射線装置の検査を行うために設置された組織が、1984年、法 (Act) 1069 /1983に基づき発足したものである。同局は、社会健康省のもとに放射線管理と原子力安全を規制する政府機関として機能している。

また、上記条約が求める規制機関と原子力の利用・促進を行う機関との効果的な分離が確保されている。

(2) 使命及び権限

STUKの責任と権限は原子力エネルギー法のセクション55及び63に、また、STUKに関する条例 (Decree618/1997)において以下の具体的な規制活動等規定されている。

なお、原子力施設の建設や運転に関するライセンス発行は国家評議会が行うものの、STUKによる当該施設についての安全規制遵守についての確認 (statement)がない限り、実質的に許可されないことになっている。

上記条例 (the Decree)によるSTUKの権限：

- ・ 原子力エネルギー利用の安全規制、緊急事態のための対応、物質防護、核物質安全規制
- ・ 放射線の利用及び他の放射線業務の規制
- ・ 放射線状況の監視及び放射線異常対応措置の維持及び・当該分野における国内の計測標準の維持
- ・ 放射線及び原子力安全を向上させるための研究開発業務
- ・ 放射線及び原子力安全問題に関する情報発信、及び当該分野における訓練活動への参加
- ・ 原子力安全規制における法律策定、及び放射線及び原子力安全に関する指針の発行
- ・ 原子力安全規制における国際的な共同事業への参加、及び国際活動の支援

(3) 組織、予算

STUKは局長をヘッドとして、原子力廃棄物・核物質規制課、原子炉規制課、放射線規制課、研究・環境サーベランス課、非イオン放射線課、パブリックコミュニケーション課、防災課、専門サービス課等があり、約300人のスタッフを有している。

STUKの規制管理活動に対する財源は、許可取得者により支払われる手数料でカバーされる。

2. 原子力発電施設の安全に関する規制法体系

(1) 法令

①原子力エネルギーの利用及び放射線防護に対する法律の1987年における全面見直しの結果、原子力エネルギー法 (Nuclear Energy Act) が、また同法関連条例 (Nuclear Energy Decree) が発行。

同法においては、STUKの権限と責任、施行体系及び原子力発電所の建設、運転、停止、変更等についての基本的な要求事項が規定されている。

また、原子力エネルギー条例は概ね以下を規定：

- ・ 許可申請書記載事項
- ・ 基本方針決定 (Decision in Principle) に対する申請書記載事項
- ・ 環境評価要求事項
- ・ 原子力施設の建設及び運転許可申請時の安全解析評価報告書の提出要求
- ・ 技術仕様書 (Tech Spec.) 規定要求
- ・ 非破壊試験資格要求
- ・ 核物質や核廃棄物の所有、製造、生産、移送、取扱い、使用、貯蔵、輸送、輸出及び輸入等に関する要求事項

②放射線法 (Radiation Act) 及び放射線法に関する条例 (Radiation Decree)

1991年、放射線法を改正し、ICRP Publication 60 (国際放射線防護委員会の1990年推奨のもの) を採用。

また、本条例には概ね次の内容を規定：

- ・ ALALAの原則遵守義務
- ・ 職業人の被ばく限度
- ・ 一般公衆に対する被ばく限度

③国家評議会 (Council of State) は上記原子力エネルギー法に基づき1991年に次の決定 (Decisions) を発行：

- ・ 原子力発電プラントの安全に関する一般規制についての国家評議会決定 (395/1991)
- ・ 原子力発電プラントの核物質防護に関する一般規制についての国家評議会決定 (396/1991)
- ・ 原子力発電プラントにおける緊急時対応措置に関する一般規制についての国家評議会決定 (397/1991)
- ・ 原子炉廃棄物の廃棄施設に対する一般規制についての国家評議会決定 (398/1991)

④詳細な安全基準は指針YVLに規定される。同指針は原子力エネルギー法に規定に基づきSTUKによって策定される。

3. 原子力発電施設の立地、設計及び建設、運転に係わる安全規制

上記のとおり、原子力発電施設の立地、設計及び建設、運転に係わる安全規制については、原子力エネルギー法、国家評議会決定及び条例において詳細に規定されている。また、具体的な安全基準は、STUKにより策定される指針により規定されている。

(立地)

指針YVL 「2.6原子力施設に影響を与える地震に対する規定」

(設計)

指針YVL 「1.0原子力発電プラントの安全設計基準」

指針YVL 「2.4原子力発電所における一次系及び二次系の圧力制御回路」

指針YVL 「2.7故障に備えた原子力発電プラントの安全機能確保」

指針YVL 「3.0原子力施設における圧力容器の規制」

指針YVL 「4.3原子力施設における防火」

指針YVL 「6.2燃料設計の限界及び一般設計基準」

(運転)

指針YVL 「1.1原子力エネルギー利用規制当局としての放射線・原子力安全センター」

指針YVL 「2.2原子力発電プラントにおける技術的解決方法の判定 (justification) のための事象及び事故解析」

指針YVL 「2.8確率論的安全評価 (PSA)」

指針YVL 「2.5原子力発電プラントの運転前 (preoperational) 及び起動試験」

指針YVL 「1.6原子力発電プラント運転員の免許」

指針YVL 「1.8原子力施設における改造及び予防保全」

指針YVL 「1.9原子力発電プラントの運転期間中の品質保証」

指針YVL 「1.7原子力発電プラントの安全に重要な機能、及び職員の訓練及び能力向上」

指針YVL 「1.3原子力発電施設の機器コンポーネント及び構造、検査免許」

指針YVL 「1.5フィンランド国放射線・原子力安全センターへの原子力発電プラント運転報告」

15原企課第32号
平成15年8月14日

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長 殿

原子力安全・保安院企画調整課



原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等に係る意見の照会（回答）

平成15年 6月23日付け「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等に係る意見の照会」において依頼のあった事項に関し、下記のとおり意見を提出いたします。

記

■■■■■■■■■■の輸出先国であるスロベニアについては、

- ①安全規制を適切に行える体制等を整備していると認められる。
- ②安全確保等のために整備されている国際取決め等を受け入れ、それを遵守していると認められる。

（意見） 別添調査票を参照のこと。

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票

輸出先（最終利用）国・地域の原子力安全に関する体制整備

1. 原子力安全の確保

スロベニアは、1997年2月原子力安全条約に加盟し、以下(a)～(c)の点について、1999年4月及び2002年4月、同条約に基づく第1回及び第2回検討会合において同国の国別報告書(National Report)の内容について、他の締約国によるピア・レビューを受けている。

(a) 原子力安全条約第8条の義務（規制機関の設立、任務遂行のための権限等の付与、原子力の利用・推進機関との効果的な分離）の遵守

1987年末、原子力安全の規制機関としてスロベニア原子力安全局(SNSA: Slovenian Nuclear Safety Administration)が設立されている。1991年には、省庁再編により、同局は環境・空間計画省(Ministry of Environment and Space Planning)に所属することになり、原子力施設に関する運転許可、検査、放射線防護、緊急時計画等の権限を持つ。

また、上記条約が求める規制機関と原子力の利用・促進に係わる機関との効果的な分離が確保されている。

(b) 同第7条の義務（原子力施設の安全規制のための法令上の枠組み規定・維持）の遵守

放射線防護と原子力エネルギーの安全利用に関する法律(1984年)及び省庁の組織と権限に関する法律において上記(a)のSNSAの権限、機能等を定めている。また、1984年法により原子力施設の許可システム、検査及び評価等を規定している。

(c) 同第17条（原子力施設の立地）、18条（設計及び建設）、19条（運転）の義務の遵守

原子力発電施設の安全確保のための立地、設計及び建設、運転に関しては、上記(b)の法律の他、原子力施設の立地、建設、試運転、運転等に関する規則E-1及び安全解析報告書等の作成と内容に関する規則E-2で規定されている。

2. 原子力施設が新設される場合、規制当局から当該資機材を使用する原子炉の設置又は建設に関する許可がおりているか。また、原子力施設が既設の場合は、規制当局による定期検査等の監督が行われているか。

(/N)

現在の状況：

当該機器 [REDACTED] の納入先発電所 ([REDACTED]) は規制当局(エネルギー委員会：当時)による運転許可を受け、[REDACTED] に営業運転を開始している。

なお、スロベニアの法規制の補完として、国際基準、外国基準等を適用するようになっている。当該発電所の設計と建設においては、米国基準(連邦規則 10CFR50、原子力規制委員会の要求、米国機械学会コード等)が適用された。また施設の改造については、米国連邦規則 10CFR50.59「変更、検査、試験」(安全上重要な改造は事前許可が必要)が適用される。

[REDACTED] には、SNSA は約 100 件の定期検査(一部技術支援機関と共同)を実施。定期安全レビューは、[REDACTED] において IAEA 指針、欧米等基準に準拠して実施。

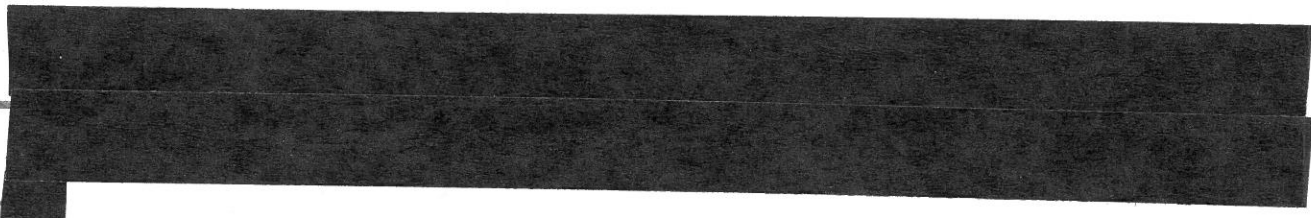
3. 放射性廃棄物の処理

(1) 輸出先国・地域は「使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」を締結しているか、または、実質的に使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する規定を履行しているか。

(/N)

スロベニアは、2001年1月本条約に加盟済みである。

また、同国は原子力発電施設における管理の状況等について、上述の 1999年4月及び 2002年4月、原子力安全条約に基づく第1回及び第2回検討会合(ピア・レビュー)において国別報告書の一部として提出している。



(2) スロベニアは「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」を締結しているか、または、実質的に放射性廃棄物その他の放射性物質の海洋投棄の禁止に関する規定を履行しているか。

(/N)

スロベニアは、1992年5月本条約に加盟済みである。

3. 原子力発電施設の立地、設計及び建設、運転にかかわる安全規制

(1) 立地

原子力施設の立地に係る法令として、1984年法、規則 E-1、環境保護法、環境影響評価書作成指針等がある。1984年法では、立地評価にあたり、立地点に発生しうる地震、洪水、爆発、火災等を考慮し、その防止のための設計に基づき解析を行う旨定められている。規則 E-1 では、そのための調査、解析の詳細を規定。

(2) 設計及び建設

原子力施設の設計及び建設に係る法令として、1984年法、規則 E-1 がある。1984年法では、建設のための技術文書、安全解析書等を含む建設許可申請書の提出を求めている。規則 E-1 では以下に対する要求事項を規定。

- ・ 設計のための入力データと解析
- ・ 物理的防護施設内の機器
- ・ 各種安全系、格納施設等の設計
- ・ 放射線防護基準

(3) 運転

原子力施設の運転に係る法令として、1984年法、規則 E-1 がある。1984年法では、運転許可の枠組み、規則 E-1 では許可の具体的要件を規定。

運転許可は、所定の条件が満たされたことを立証する文書を事業者が提出し、試運転での検査でこれが十分であると認められた場合に与えられる。

事業者は、安全限界、安全系の運転設定値、運転制限状態、定例試験条件、報告要件を定めた技術仕様書を作成し、SNSA へ提出しなければならない。

(3) 事故時対策

輸出先国・地域は、原子力事故早期通報条約及び原子力事故緊急事態援助条約を締結しているか。

原子力事故早期通報条約 (Y/N)

原子力事故緊急事態援助条約 (Y/N)

スロベニアは、1991年1月両条約に加盟済みである。

1. 原子力安全規制機関

(1) スロベニア原子力安全局 (SNSA : Slovenian Nuclear Safety Administration) の概要

1987年末、原子力安全の規制機関として SNSA が設立されている。1991年には、省庁再編により、同局は環境・空間計画省 (Ministry of Environment and Space Planning) に所属することになり、原子力施設に関する運転許可、検査、放射線防護、緊急時計画等の権限を持つ。

また、上記条約が求める規制機関と原子力の利用・促進に係わる機関との効果的分離が確保されている。

(2) 権限

SNSA の権限は、原子力施設に関する運転許可、検査、放射線防護、緊急時計画等である。また、SNSA の検査官は、随時原子力施設に立入る権限を持ち、発見した不適合の是正を要求することができる。さらに法的条件が満たされていない場合は、原子力施設の建設または運転を停止させることができる。

(3) 組織、予算

SNSA には、検査管理部、原子力安全部、放射線安全部、核放射性物質部及び法務国際協力部がある。職員は公務員であり、その組織計画は政府によって承認される。

また、SNSA は国家予算で運営される。

2. 原子力発電施設の安全に関する規制法体系

(1) 法律 (Act)

・省庁の組織と権限に関する法律

SNSA の権限、機能等について規定。

・放射線防護と原子力エネルギーの安全利用に関する法律 (1984 年)

原子力施設、放射線防護に関する許認可、監督・管轄機関、検査、罰則等を規定。

(2) 規則 (Regulation)

・上記の 1984 年法に基づき種々の規則が制定されている。以下は主要な規則。

－原子力施設の立地、施工、試運転、運転等に関する規則 E-1

－安全解析報告書等の作成と内容に関する規則 E-2

－原子力施設で特殊作業に従事する従業員の教育、資格認定等に関する規則 E-3

－放射性物質による汚染モニタリングの方法等に関する規則 Z-1

－放射性廃棄物の収集、貯蔵等並びに環境への放出に関する規則 Z-3

3. 原子力発電施設の立地、設計及び建設、運転にかかわる安全規制

(1) 立地

原子力施設の立地に係る法令として、1984年法、規則 E-1、環境保護法、環境影響評価書作成指針等がある。1984年法では、立地評価にあたり、立地点に発生しうる地震、洪水、爆発、火災等を考慮し、その防止のための設計に基づき解析を行う旨定められている。規則 E-1 では、そのための調査、解析の詳細を規定。

(2) 設計及び建設

原子力施設の設計及び建設に係る法令として、1984年法、規則 E-1 がある。1984年法では、建設のための技術文書、安全解析書等を含む建設許可申請書の提出を求めている。規則 E-1 では以下に対する要求事項を規定。

- ・ 設計のための入力データと解析
- ・ 物理的防護施設内の機器
- ・ 各種安全系、格納施設等の設計
- ・ 放射線防護基準

(3) 運転

原子力施設の運転に係る法令として、1984年法、規則 E-1 がある。1984年法では、運転許可の枠組み、規則 E-1 では許可の具体的要件を規定。

運転許可は、所定の条件が満たされたことを立証する文書を事業者が提出し、試運転での検査でこれが十分であると認められた場合に与えられる。

事業者は、安全限界、安全系の運転設定値、運転制限状態、定例試験条件、報告要件を定めた技術仕様書を作成し、SNSA へ提出しなければならない。

17原企課第53号
平成17年8月1日

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長 殿

原子力安全・保安院企画調整課長



原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等に係る意見の照会（回答）

平成17年6月3日付け「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等に係る意見の照会」において依頼のあった事項に関し、下記のとおり意見を提出いたします。

記

■■■■■■■■■■の輸出先国である仏国については、

- ①安全規制を適切に行える体制等を整備していると認められる。
- ②安全確保等のために整備されている国際取決め等を受け入れ、それを遵守していると認められる。

（意見） 別添調査票を参照のこと。

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票

輸出先(最終利用)国・地域の原子力安全に関する体制整備

1. 原子力安全の確保

①輸出先国・地域は原子力安全条約に加盟し、必要な規制・体制を整備しているか。 (Y/N)

仏国は、1996年10月に原子力安全条約に加盟し、以下(a)~(c)の点について、2005年4月、同条約に基づく第3回検討会合において同国の国別報告書(National Report)の内容等について他の締約国によるピア・レビューを受けている。

(a)原子力安全条約第8条(規制機関の設立、任務遂行のための権限等の付与、原子力の利用・推進機関との効果的な分離 等)の義務の遵守

原子力安全・放射線防護総局(DGSNR)は、政令 2002-255 により、環境省、産業省、厚生省の権限の下で原子力の安全に関する政策の立案と実施の責任を有している。DGSNRを中心に、地域産業・研究・環境局(DRIRE)及び厚生省の地方局である衛生・社会福祉問題地方局(DRASS)、県厚生・社会問題局(DDASS)が、原子力安全局(ASN)を構成する。

DGSNR は原子力利用についての許認可並びに関連する規制を策定・実施しており、原子力施設の建設、運転、変更(設備、運転基準)等の許認可及び検査等を行っている。

また、上記条約が求める規制機関と原子力の利用・促進を行う機関との効果的な分離が確保されている。

(b)同第7条(原子力施設の安全規制のための法令上の枠組みの規定・維持 等)の義務の遵守

1961年法律 61-842 により、産業施設はその発生する汚染を防止するための要件を満足すべきことを規定し、規制が確立される枠組み(許可、制限、監督等)を規定している。さらに、法律の実施のため、1963年政令 63-1228 及びその補正により、原子力施設の運転、建設、停止、廃止措置等の認可等についての基本的事項を定め、原子力安全規制の根拠を規定している。

ASN は、原子力施設の種々の技術項目について基本安全規則(RFS)を制定し、RFSには電気事業者が達成すべき安全目標設定等が規定されている。

(c)同第17条(原子力施設の立地)、18条(設計及び建設)、19条(運転)の義務の遵守

原子力発電所の立地については、安全規制当局が安全面からサイトの特性を評価する。新規原子炉の建設に当たっては、原子炉顧問会に提出案の調査を要請する。1973年法令73-278を適用した1973年3月付け指示に基づき申請者の報告すべき内容を規定している。設計・建設、運転については、「プラント認可令」において従うべき原則が規定されている。

2. 原子力施設が新設される場合、規制当局から当該資機材を使用する原子炉の設置又は建設に関する許可がおりているか。また、原子力施設が既設の場合は、規制当局による定期検査等の監督が行われているか。

(Y/N)

現在の状況: 該当の [REDACTED] は、それぞれ運転許可取得後に運転を開始している。ASN は原子力安全、放射線防護、設計・建設・運転の品質、原子力発電所の機器、環境保護について監督(性能評価及び検査)を行っている。特に、運転中の原子力発電所の重要な機器については、1999年11月付け省令(それ以前は1976年2月付け省令)及び基本安全規則(RFS)により安全の監督を行っている。監督方法としては、発電所の検査、定期停止時の作業現場の検査、電気事業者と製造者の会合、電気事業者が提出した裏付文書の検査等により行っている。

3. 放射性廃棄物の処理

①(1)輸出先国・地域は「使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」を締結しているか、または、実質的に使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する規定を履行しているか。

(Y/N)

仏国は、2001年6月、本条約に加盟した。

また、同国は原子力発電施設における管理の状況等について、2005年4月開催の原子力安全条約に基づく第3回検討会合(ヒアールレビュー)に国別報告書の一部として提出している。

[REDACTED]

- ⑨ (2)輸出先国・地域は「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」を締結しているか、または、実質的に放射性廃棄物その他の放射性物質の海洋投棄の禁止に関する規定を履行しているか。

(Y/N)

仏国は、1977年2月、本条約を批准した。

(2) 事故時対策

輸出先国・地域は、原子力事故早期通報条約及び原子力事故緊急事態援助条約を締結しているか。

原子力事故早期通報条約 (Y/N)

原子力事故緊急事態援助条約 (Y/N)

仏国は、1989年4月、両条約に加盟した。

参考 仏国の原子力安全規制の概要

1. 原子力安全規制機関

(1) 仏国原子力安全当局 (ASN) の概要

フランスの原子力安全規制機関の総称である原子力安全当局 (ASN) は、管理部である原子力安全・放射線防護総局 (DGSNR) 及び 11 局の原子力安全・放射線防護局 (DSNR) (旧・地域産業・研究・環境局 [DRIRE] の原子力部 [DIN]) で構成される。所轄官庁は、産業省、環境省および厚生省である。

(2) 使命及び権限

[原子力安全・放射線防護総局 (DGSNR)]

- 原子力基本施設 (BNI: 原子炉、粒子加速器、放射性物質分離・製造・転換工場 [特に燃料の製造、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処理を行う工場]、放射性物質処分・貯蔵・使用施設) の安全性に関する一般技術規則の策定と、その適用の監督
- 他機関の支援の下、放射線被ばくに伴うリスクの防止及び低減を目的とした措置の策定と実施
- BNI の許認可手続きの実施 (建設許可、運転認可、放出許可等)
- BNI 検査員による BNI の検査の計画・実施
- 産業、医療、研究分野における放射線防護についての検査の計画・実施
- 放射線源の追跡調査
- 民生用放射性物質及び核分裂性物質の輸送の監督
- 環境放射線モニタリングの全国的実施
- 放射性廃棄物管理の監視に関する規制規則の策定と実施
- 放射線被ばくによる健康上のリスクを伴う事象または事故に対する緊急時対応計画の策定
- 一般公衆及びメディアへの原子力安全及び放射線防護問題に関連する情報の提供
- 国際的な組織活動への寄与と他国の安全及び放射線防護当局との関係の強化

DGSNR は、原子力安全及び放射線防護の分野で実施されている研究開発に関する全ての情報の収集にあたる。

[原子力安全・放射線防護局(DSNR)]

フランス各地に設置された 11 局の原子力安全・放射線防護局(DSNR)は、地域産業・研究・環境局(DRIRE)の下で単一または複数の地域を管轄する。DSNR は管轄地域における BNI の運転者から提出された許認可申請書の審査に参加する。また、DSNR は、BNI 及び放射性物質の輸送に対する監督業務を担う。

[衛生・社会福祉問題地方局(DRASS)、県厚生・社会問題局(DDASS)]

衛生・社会福祉問題地方局(DRASS)及び県厚生・社会問題局(DDASS)は、環境及び医療機関における放射線防護の監督にあたる。DRASS 及び DDASS はまた、放射線に係わる緊急事態対応及び管理にも関わる。

(3) 組織、予算

職員数(2004年12月31日現在):332人 (DGSNR 及び DSNR に配属)

年間予算(2004年):3,410万ユーロ(47.74億円:140円/ユーロ換算)

+5,378万ユーロ*(75.29億円:140円/ユーロ換算)

*ASNの委託でIRSNが実施する評価作業に対する予算

2. 原子力発電施設の安全に関する規制法体系

フランスでは、1945年に設置されたCEAが原子力関連活動を独占していたが、EDFが1956年にシノン原子力発電所の建設に着手したのを皮切りに、原子力利用の産業化が進んだ。これに伴い、新たな原子力事業者の市場参入に備えて原子力関連法令の整備が着手され始めた。1963年に原子力施設に対する許認可制度及び規制体制が導入され、住民と従事者の安全確保は政府の責任とされた。これ以前は、産業活動の許認可及び規制は各県の知事に任されていた。

原子力施設の安全規制:	法律 61-842(改正)、1961年8月2日付 政令 63-1228(改正)、1963年12月11日付
原子力安全・放射線防護総局(DGSNR)の設置:	政令 2002-225、2002年2月22日付
圧力容器1次系(建設段階):	省令、1974年2月26日付
圧力容器2次系(建設段階):	安全基本規則(RFS) II.3.8 (1990)
圧力容器(運転段階):	省令、1999年11月10日付

欧州指令に対応した1次系及び2次系施設規則(建設段階)は現在見直しが進められ、近い将来、「省令、1974年2月26日付及びRFS II.3.8 (1990)」は廃止される。

3. 原子力発電施設の立地、設計及び建設、運転に係わる安全規制

許認可手続きは、1963年の省令 63-1128 号によって定められている。

BNI の場合、1)設計と建設及び 2)運転の 2 段階のプロセスに分けられる。両方とも産業省及び環境省の承認が必要であり、さらに厚生省の合意も要する。この許認可手続きでは公聴会と DGSNR の技術審査が行われる。運転認可では DGSNR や IRSN による予備的安全解析書の審査後、環境大臣と産業大臣の承認を受けて暫定運転認可が発給される。この暫定認可により試験運転を行った後、事業者は規程の期間内に産業省と環境省に最終運転認可を申請する。